５．建築物特定事業

（１）建築物特定事業の考え方

道路から利用者が主に利用する室内部分やトイレに対して、段差がなく、高低差がある場合にはスロープを設置して、通行しやすい幅とした経路（移動等円滑化経路等）を１以上確保します。２階以上の場合にはエレベーターやエスカレーターを設置し、車いす使用者用駐車場と出入口を結ぶ区間も円滑に移動できるようにします。

また、だれでもトイレや車いす使用者用駐車場を設置するとともに、心のバリアフリーへの取り組みを進めます。

【移動】
■段差の解消　■入口スロープこう配の緩和
■視覚障害者誘導用ブロックの設置
■エレベーターの設置
【利用】
■だれでもトイレの設置　■車いす使用者用駐車場の設置
【心のバリアフリー】
■筆談器の設置とその設置を示す掲示
■障害をもつ方や高齢者、乳幼児連れの方などへより良い対応をするための職員教育の推進

生活関連施設における主な施設整備の内容

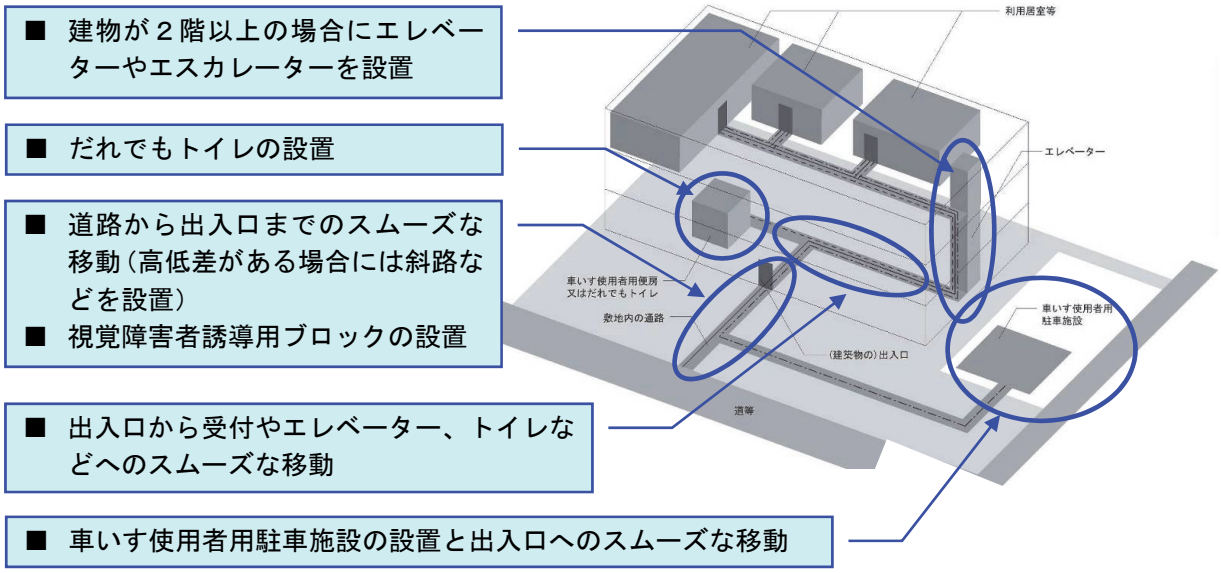

図面の出典:「東京都福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル」（平成 21 年3月　東京都）